3章　みどりの将来像と目標

3－1　みどりの将来像

本市が目指すまちのイメージ「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、本市におけるみどりの保全及び緑化の推進のためのみどりの将来像を以下の通りとします。

将来像

みどりの魅力にふれあえる　森があるまち流山

本市の豊富な環境資源は、市が目指すまちのイメージ「都心から一番近い森のまち」を構成する要素として市内全域に広がっています。

前計画の将来像「緑の風につつまれるふるさと・流山」では、みどりの「創出（新たにつくる）」が主な取組の方向性として考えられていましたが、現在は、限られた土地・人材・環境資源の中でいかに「保全」「活用」「担い手育成」し、みどりの質を高めるかが重要であると考えています。

ただ存在しているだけでは、みどりの持つ機能を十分に発揮できているとは言えません。親水空間や散策路等、市民がみどりの魅力を身近に感じ、ふれあうことができる空間をつくるとともに、みどりの持つ機能を最大限活用することで、豊かな生活・都市基盤の形成につなげていきます。

これらを踏まえ、市民がみどりの魅力にふれあえるようなまちの姿を、“森があるまち流山”の将来像とします。

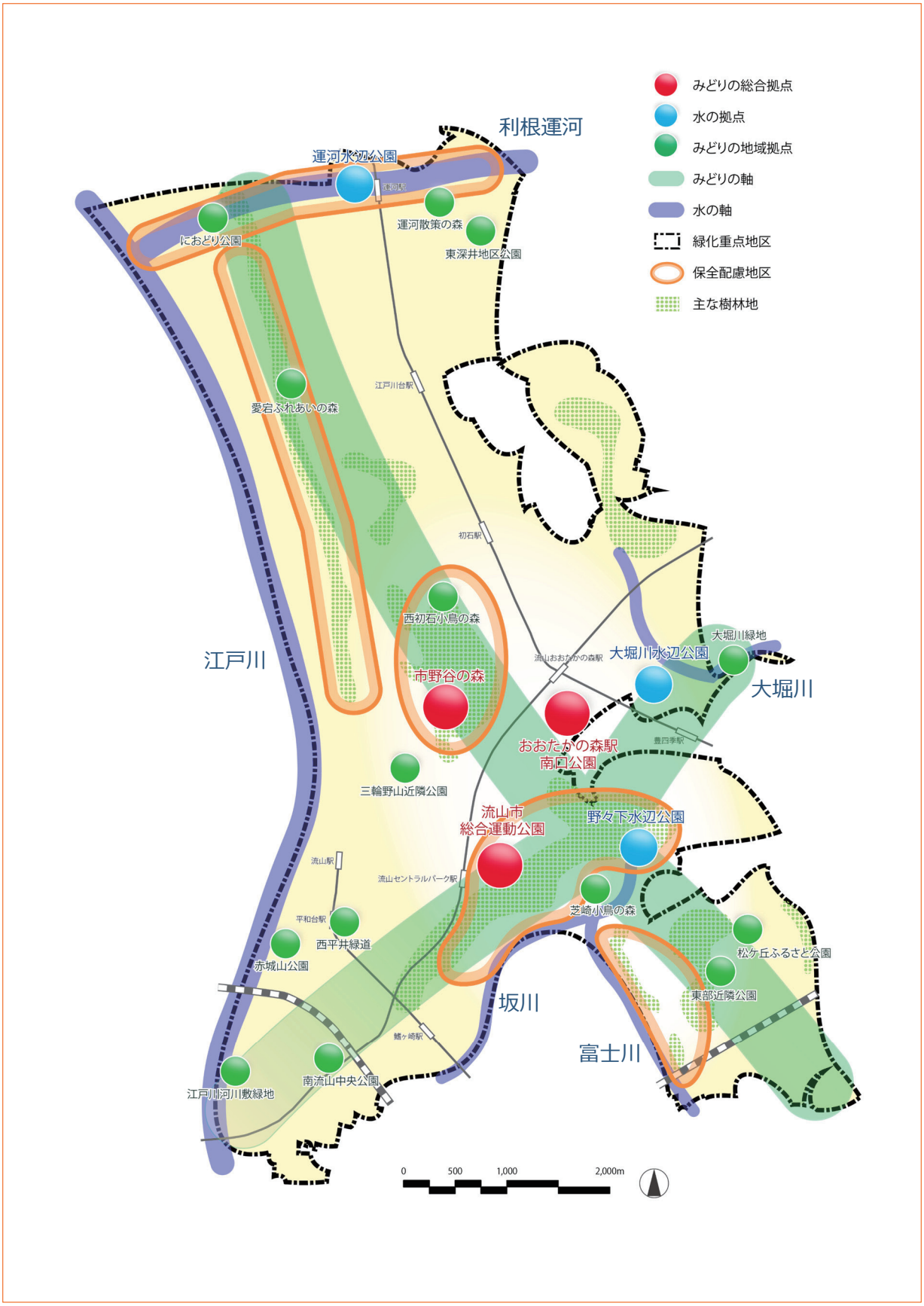
みどりの総合拠点
水の拠点
みどりの地域拠点
みどりの軸
水の軸
緑化重点地区
保全配慮地区
主な樹林地
利根運河
運河水辺公園
運河駅
運河散策の森
東深井地区公園
におどり公園
愛宕ふれあいの森
江戸川台駅
初石駅
西初石小鳥の森
江戸川
市野谷の森
流山おおたかの森駅
大堀川水辺公園
大堀川緑地
大堀川
おおたかの森駅南口公園
豊四季駅
三輪野山近隣公園
流山市総合運動公園
野々下水辺公園
流山駅
流山セントラルパーク駅
芝崎小鳥の森
平和台駅
西平井緑道
赤城山公園
松ケ丘ふるさと公園
東部近隣公園
坂川
鰭ヶ崎駅
富士川
南流山中央公園
江戸川河川敷緑地
0
500
1,000
2,000m

みどりの将来像図

拠点・軸の考え方

みどりの総合拠点	“流山市総合運動公園”“市野谷の森”“おおたかの森駅南口公園”は、本市の中心地に位置し、本市を代表する重要なみどりとなっています。 これらを「みどりの総合拠点」に位置づけ、本市を代表するみどりとして各種取組や活動等の発信地としていきます。
水の拠点	“運河水辺公園”“野々下水辺公園”“大堀川水辺公園”は、本市を流れる河川に隣接し、水とみどりが調和する親水空間を形成しています。これらを「水の拠点」に位置づけ、本市の水とみどりの豊かな自然環境を代表する場としていきます。
みどりの地域拠点	市内に点在し、地域を特徴づける重要なみどりを「みどりの地域拠点」に位置づけ、地域を代表するみどりとして市民に身近で親しみあるみどりを提供する場としていきます。
みどりの軸	市内に点在する公園・緑地等のみどりと斜面樹林や街路樹等の連続したみどりをつなぐものとして「みどりの軸」を位置づけ、みどりの連続性の創出に努めるとともに、多様な生物の移動軸や都市構造を支える重要な基軸とします。
水の軸	本市を縁取る“江戸川”“利根運河”“坂川”“富士川”“大堀川”を「水の軸」として位置づけ、水とみどりの都市構造を支える基軸とします。
緑化重点地区	重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（市全域）を示しています。　【本計画第４章４-４】
保全配慮地区	重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（市内５地区）を示しています。　【本計画第４章４-４】

みどりの将来像の検討に関して　資料編 p20～

3－2　基本方針

将来像「みどりの魅力にふれあえる 森があるまち流山」を実現するため、みどりの街づくりの方向性として４つの基本方針を定めます。

これらの基本方針は、本市のみどりの街づくりの基本となるものであり、これに基づいて、みどりが持つ多様な機能を活用した様々な取組を展開し、グリーンインフラの導入を推進していきます。

基本方針１　みどりの保全

保全

流山市の財産である“みどり”を守ります。

公園・緑地のほか、開発等により失われつつある農地や樹林地等の様々なみどりを、適正な維持管理と各種制度・手法を活用して保全します。

基本方針２　みどりの創出

創出

流山市の暮らしを支える“みどり”を創ります。

市民が気軽に利用・実感できるみどりを増やし、街なかのみどりを補うとともに、生物多様性に配慮した、連続性のあるみどりを創出します。

基本方針３　みどりの活用

活用

流山市の豊富な“みどり”資源を活用します。

みどりが持つ５つの機能を最大限引き出すことで、豊かな生活・街づくりに必要な社会基盤として活用していきます。

基本方針４　みどりの担い手育成

担い手育成

流山市に関わる全ての人で“みどり”を育みます。

本市のみどりを本市に関わる全ての人で守り・育てていくため、意識啓発と人材育成を行い、みどりの担い手を育成します。

3－3　計画の目標

本計画では、みどりに関する取組の効果や、日常におけるみどりの豊かさを確認するための成果指標として以下のように設定します。

目標１　保全・創出するみどりの量

「保全」「創出」等に係る取組を推進し、新たに「保全」するみどりと、公園・緑地の整備等により新たに「創出」するみどりをあわせて**約 65ha** とします。

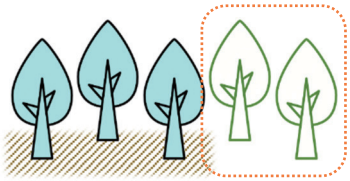

民有の樹林地や農地等の
減少が懸念されている…

施策の展開：保全・創出等により減少をくいとめる！

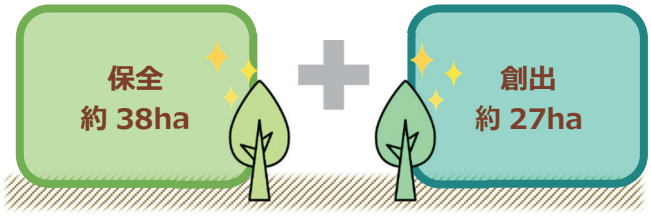

約 65ha 保全・創出

「保全」…市内に残る重要なみどりを未来にわたり保全する量
「創出」…新たに公園・緑地等を整備することで創出するみどりの量

保全・創出するみどりについて　資料編 p23

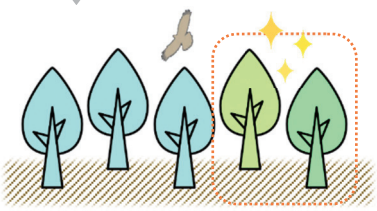

みどり豊かな環境を維持！

これにより、みどりの減少をできる限り食い止め、市内のみどり 367ha の維持に努めます。

市内のみどりについて　資料編 p4

目標２　市内のみどりに対する市民満足度*

みどりの「保全」「創出」「活用」「担い手育成」に関する取組により、みどりの魅力を向上し、市内のみどりに対する**市民満足を高めます**。

現状値（平成 30(2018)年）		目標値（令和 11(2029)年）
満足度	+ 6.2 ポイント	満足度
78.8%	→	**85%**

まちづくり達成度アンケートについて　資料編 p23

*ながれやま まちづくり達成度アンケートの「市内の緑に満足している市民の割合」について、「満足」「どちらかといえば満足」「普通」の合計を「満足度」として換算。

4章　将来像実現に向けた取組

4－1　取組の体系

みどりの将来像の実現に向け、以下の取組（施策）を実施していきます。

まちのイメージ
都心から一番近い森のまち

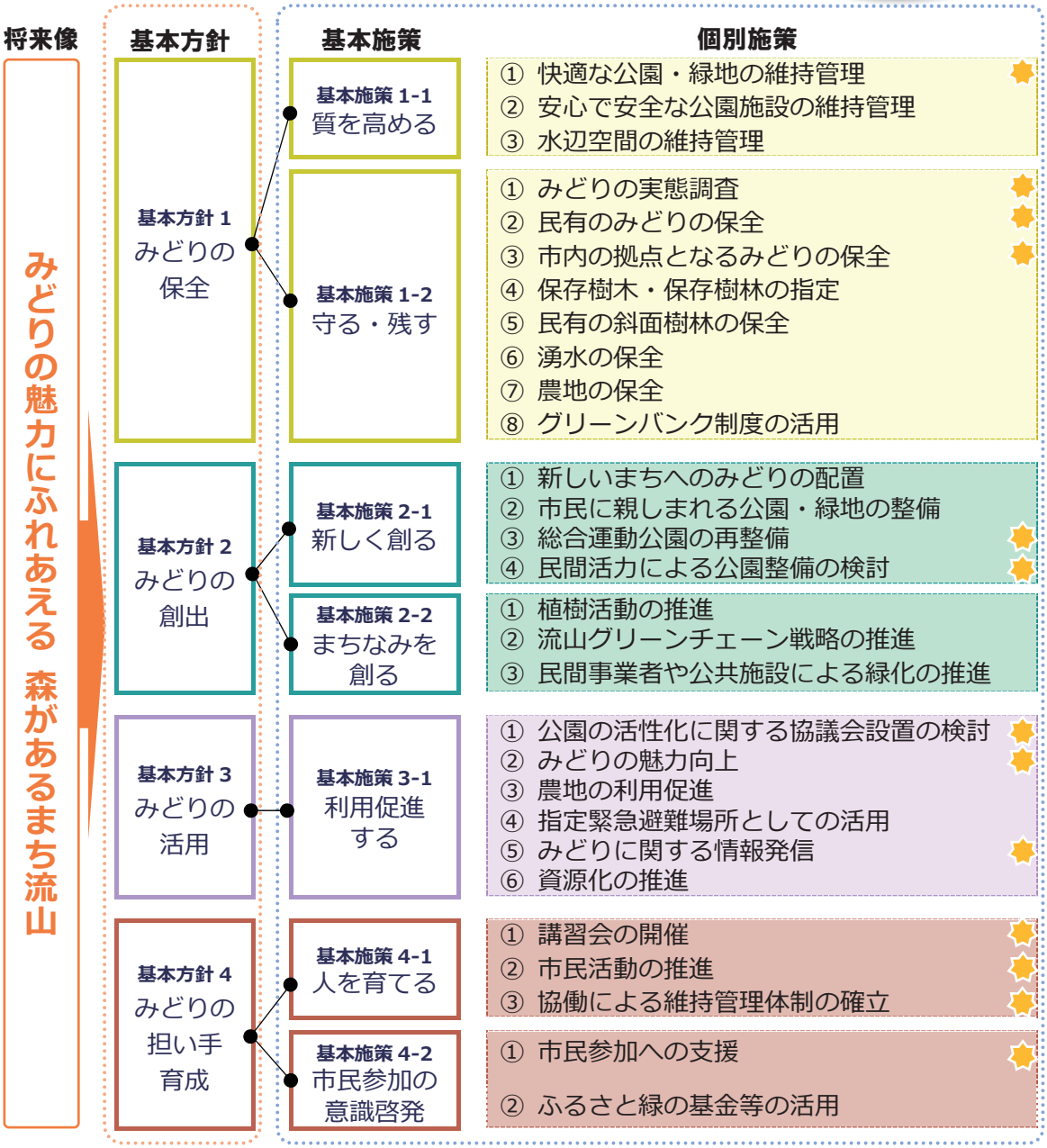

重点　重点プロジェクトに関連のある施策

４－２　取組の内容

基本方針に基づき、具体的な取組として以下の施策を実施します。

基本施策 1-1　質を高める　保全

公園・緑地等が親しみある場となるように、みどりの質を高めます。

みどりの量の確保はもとより、市内の身近なところで四季を感じさせるみどりや市内の生態系ネットワークの保全に配慮したみどり、手入れの行き届いた安全なみどり等、みどりの質への配慮が重要となっています。みどりの質を高めることで、人々の生活に潤いをもたらし、良質な住環境を形成していきます。

個別施策①　快適な公園・緑地の維持管理　重点

定期的な樹木の剪定や草刈り、病害虫措置等を行い、良好な景観形成に努めるとともに、人の目が届きやすくする等、安心安全で快適に利用できる空間づくりを進めます。

市民に身近なみどりである街路樹は、市内のみどりのネットワークの形成や歩きやすい木陰を確保する等、本市の良質なみどりの環境を支えるものの一つであることから、適正な維持管理に努めます。

また、公園等で行われている、市民との協働による維持管理手法の充実を検討します。

公園や市民農園等については、適正な管理を通じて質を高めるとともに、未来にわたり保全するため、民間活力の導入を検討します。

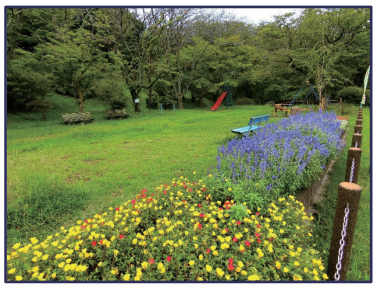
平和台１号公園

■公園・緑地・樹木を適切に維持管理します。
■市野谷の森は、生態系に配慮し、市民と協力しながら保全に努めます。

個別施策②　安心で安全な公園施設の維持管理

遊具やベンチ等の公園施設の点検・修繕を定期的に実施し、利用者の安心・安全を確保します。

また、管理にあたっては、安全で快適な利用環境の維持と、効率的・計画的な維持管理に取り組むため、公園・緑地等に関する長寿命化計画を作成し、計画に基づく維持管理を実施します。

東部近隣公園

■定期的に遊具・公園施設の点検を行います。
■老朽化した遊具・公園施設の更新を行います。
■公園施設長寿命化計画※を策定します。

個別施策③　水辺空間の維持管理

江戸川、利根運河及び大堀川等の河川並びに親水性のある調整池等、貴重な水辺とその周辺は、多様な植物・生物の生息地としてだけでなく市民の憩いの場としても重要な役割を担っており、今後も適切に維持管理を実施していきます。

■河川、調整池を適切に維持管理します。

運河水辺公園

公園施設長寿命化計画▶ 都市公園の予防的・計画的な維持管理を行うための計画。

基本施策 1-2　守る・残す

保全

市内の貴重なみどりを見極め、本市の財産として残していきます。

市内に点在するみどりは、市街地整備や土地利用の転換等、まちの発展に合わせて減少する傾向にあります。今あるみどりをまとまりのあるみどり、連続性のあるみどりとして最大限守り・残していくことで、生物多様性に配慮するとともに、みどりとまちが調和する豊かな環境を維持していきます。

個別施策①　みどりの実態調査　重点

重要なみどりについては、現地調査や土地所有者へのヒアリング調査等を行い、みどりの現況や今後の土地活用の意向、管理状況等を「みどりのカルテ」として整理します。

環境・レクリエーション・防災・景観・生物多様性等の複数の視点から公園・緑地を評価することで、市内で重要な役割を担うみどりを把握し、その優先度を踏まえ、保全・整備を行っていきます。

また、情報の定期的な更新とあわせて緑被率の測定や動植物のモニタリング調査等、本市の環境変化の指標となる調査・観察を継続して実施します。

■市内のみどりの状況を把握し、みどりのカルテを作成します。
■継続的に緑被率の測定を行い、市内のみどりの状況把握に努めます。
■継続的に動植物のモニタリング調査を実施します。

個別施策②　民有のみどりの保全　重点

特に重要な役割を担っている民有のみどりについては、所有者の今後の利活用意向等を確認し、土地の借用や買取り等、状況に応じた手法・制度の活用により未来にわたり保全を図ります。

■本市にとって特に重要なみどりについて、民有のみどりの借地や買取りを進めます。
■市民の森等、既に借地しているみどりについては現状に応じた手法・制度の活用も検討し、引き続き保全します。

個別施策③　市内の拠点となるみどりの保全　重点

環境・レクリエーション・防災・景観・生物多様性等の機能の観点より、本市を象徴するみどりを拠点として位置づけるとともに、拠点同士を街路樹や樹林地等の連続性のあるみどりでつなぎ、みどりのネットワーク形成と、特徴あるみどりの配置・保全に努めます。

市民に開かれたみどりとなるよう、市民との協働による維持管理体制を構築します。

なお、特別緑地保全地区に指定されている松ケ丘野馬土手緑地は引き続き保全に努めます。

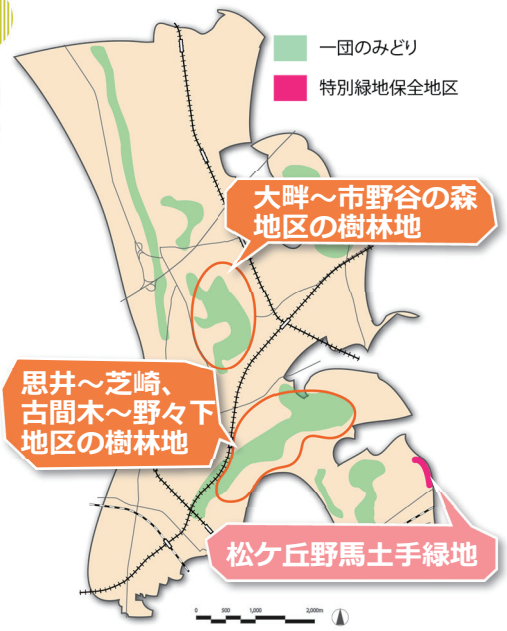

市内の拠点となるみどり

（仮称）大畔の森

■市野谷の森東近隣公園や（仮称）大畔の森をはじめとした、公園緑地等を市民との協働により管理します。
■思井～芝崎地区、古間木～野々下地区のみどりを連続性のあるみどりとして一体的に保全します。

個別施策④　保存樹木・保存樹林の指定

良好な環境、景観を維持し、また、寺や神社の歴史あるみどりを保全するため、現在指定されている保存樹木・樹林は、所有者の理解のもとで指定を継続していくとともに、歴史や環境、生態系ネットワーク形成の観点から重要性の高い樹木・樹林を見極め、新たな指定の推進や、より適した保全の手法を検討・実施していきます。

■保存樹木・保存樹林の継続指定に努めます。

個別施策⑤　民有の斜面樹林の保全

樹林地が密集し連続性のある斜面樹林は、生物の生息空間としても重要な役割を担っており、今後も斜面樹林保全協定の締結推進等により、保全していきます。

また、保全の効果を高めるため、所有者との協働による斜面樹林の維持管理について検討を行います。

斜面樹林

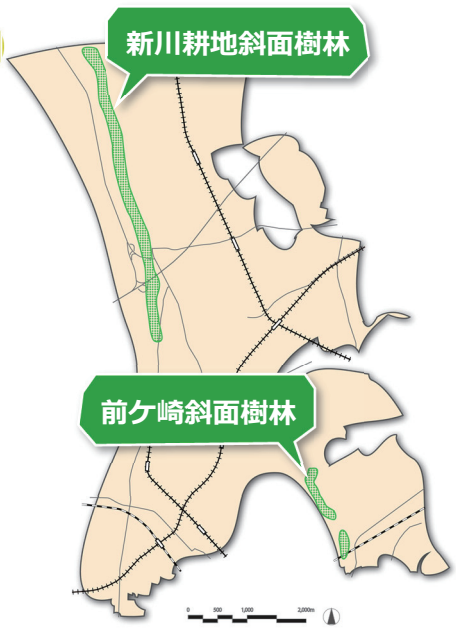

斜面樹林

■斜面樹林保全協定の締結を増やします。

個別施策⑥　湧水の保全

市で管理している湧水の水質調査を定期的に実施するほか、周辺環境の管理を通じて、保全に努めていきます。

西深井湧水

市が管理している湧水

■湧水の周辺環境の管理を通じて、湧水の保全に努めます。

個別施策⑦　農地の保全

農地の集約化や営農意欲の高い人材への後押し等を行い、優良な農地を市内の大切なみどりのひとつとして、活用・保全していきます。

指定から 30 年を迎える生産緑地については、地権者の意向を受けて審査を行い、特定生産緑地※として指定をし、 農地の保全に努めます。

街なかの農地

■遊休農地※所有者と営農意欲の高い農業者との土地の賃貸借を奨励します。
■新規就農者の意欲と所得向上のため、担い手の育成を行います。

個別施策⑧　グリーンバンク制度の活用

不要となった樹木の情報を収集し、周知することで、樹木が必要な市民に情報を提供する等、グリーンバンク制度の活用を通じて、市内のみどりの保全に努めていきます。

■グリーンバンク制度の周知に努めます。

市の木・市の花・市の鳥

Nagareyama City

本市では、昭和 46(1971)年に「市の木（ツゲ）」「市の花（ツツジ）」を定めました。
また、平成 30(2018)年には、本市の自然環境の象徴的存在となっているオオタカを「市の鳥」に制定しました。

市の木

市の花

市の鳥

特定生産緑地▶ 指定から 30 年を迎える生産緑地において、所有者等の申請に基づき、生産緑地の指定を 10 年間延長することで、都市農地を保全する制度。特定生産緑地の指定を受けると、安定した耕作を続けられるよう、税制優遇が継続される。
遊休農地▶ 現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地。また、その農業上の利用の程度が、周辺の農地の利用の程度と比較して、著しく劣っていると認められる農地。

基本施策 2-1　新しく創る

創出

公園・緑地の適切な配置・整備を行い、暮らしを豊かにします。

市内のみどりは、レクリエーションや環境保全としての役割だけでなく、景観形成や生物の生息地の確保、防災機能等多様な役割を担っています。これらのみどりを適切に配置・整備することは、本市の魅力を高める街づくりにつながります。

公園や緑地が地域を特徴づける要素・魅力の一つとなるために、市民が身近に感じられるみどりを増やしていきます。

個別施策①　新しいまちへのみどりの配置

土地区画整理事業に伴い整備される新たな公園・緑地について、事業の進捗に合わせ引き続き整備し、街なかに憩い安らげる空間を確保します。また、地区計画等に基づき、良質なみどりの環境整備を推進していきます。

■土地区画整理事業地内への新規公園・緑地の整備を進めます。

木２号公園
（香取の杜公園）

十太夫近隣公園

個別施策②　市民に親しまれる公園・緑地の整備

東部近隣公園

公園・緑地の新規設置、再整備においては、安全性や心地よい空間づくりに配慮したみどりの配置のほか、市民に親しまれる特徴ある公園・緑地を整備します。

また、公園・緑地の特徴や地域のニーズを考慮し、立地の再編（統廃合）等を検討します。

公園・緑地の整備においては、計画段階から様々な手法を通じて市民ニーズの把握に努め、計画に反映していきます。

■ユニバーサルデザイン※に配慮した新規公園・緑地の整備を進めます。

個別施策③　総合運動公園の再整備　重点

流山市総合運動公園

本市の代表的な公園のひとつである総合運動公園の再整備を引き続き実施していきます。

■総合運動公園の再整備を進めます。

個別施策④　民間活力による公園整備の検討　重点

公募設置管理制度※を踏まえ、公園の質や利用者の利便の向上を図るため、民間企業による収益施設の設置や、民間資金の投入など、公民連携の手法等による公園整備の導入を検討します。

■総合運動公園をはじめとした市内公園への民間活力導入を検討します。

ユニバーサルデザイン▶ 年齢・性別・障害などを超え、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

公募設置管理制度（Park-PFI（略称 P-PFI））▶ 飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する公園施設の設置と、施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。2017 年の都市公園法改正にあわせて創設された。

基本施策 2-2　まちなみを創る

創出

みどりとまちなみが調和した、みどりあふれる歩きたくなる街を創ります。

街路樹や集合住宅、商業施設等の敷地内のみどりは、市民の生活に身近な街なかのみどりとして、「みどりが豊富な街」を印象づけ、生き生きとした街なみの形成に寄与しています。歩きたくなるまち（ウォーカブル都市※）を目指して、緑視率※を高め、人々の生活と都市を彩る、連続性のあるみどりを増やしていきます。

個別施策①　植樹活動の推進

市民と協働で実施している「まちなか森づくりプロジェクト」や「グリーンウェイブ活動※」を継続的に推進することで、街なかのみどりの創出に向けた取組を支援していきます。

また、街路樹植栽の整備を進め、街なかのみどりを増やします。

まちなか森づくりプロジェクトでの植樹活動

■市民と協働でみどりの創出活動を行います。
■街路樹の整備を推進します。

個別施策②　流山グリーンチェーン戦略の推進

「流山グリーンチェーン戦略」を継続的に推進することで、新規住宅や民間施設等の敷地内の緑化により、開発事業等で失われたみどりの回復に努め、街なかにみどりの連鎖（グリーンチェーン）を生み出していきます。

また、接道部のみどりを充実させ、緑視率を高めるとともに、単独の敷地の緑化にとどまらず、隣接する街路樹や公園・緑地等との連続性や調和に配慮した緑化を進めていきます。

グリーンチェーン戦略の実施にあたっては、本計画に基づくとともに、雨水浸透機能等、植栽地が持つ多様な機能に着目し、グリーンインフラの導入を推進します。

認定物件

■連続したみどりの創出に努めます。

ウォーカブル都市▶「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のこと。公共空間の魅力づくりを目指し、官（行政）と民（市民・民間事業者等）が連携して推進していく。
緑視率▶ ある地点における人間の視野内に占めるみどりの見かけの量を示す指標。
グリーンウェイブ活動▶ 生物多様性条約事務局が呼びかける、国連が定める国際生物多様性の日（5 月 22 日）に、世界各地の子どもたちが学校や地域等で植樹等を行う取組のこと。世界各地において、5 月 22 日の午前 10 時（現地時間）に植樹等を行うことにより、この活動が地球上の東から西へ波のように広がっていく様子を、「みどりの波（グリーンウェイブ）」と表現している。

個別施策③　民間事業者や公共施設による緑化の推進

流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づき緑化の指導を行い、街なかの良好な景観の創出に努めるとともに、雨水浸透機能等のグリーンインフラの導入についても検討します。

流山おおたかの森センター地区では「まちなみづくり指針」に基づき、「森のまち」を感じるみどりの空間形成を目指した「ソデモリ」の考え方を採用し、特色あるみどりを配置していきます。

まちなみづくり指針「ソデモリ」

Sodemori

まちなみづくり指針は、流山おおたかの森駅前センター地区の約 30ha を対象に、「都心から一番近い森のまち」として、街の魅力を高めるための基本的な考え方と、具体的な方策を指針として示しています。

＜センター地区における空間形成の考え方＞

流山おおたかの森駅前の空間形成

楽しく快適に回遊できる沿道の空間形成

「森のまち」を感じる緑の空間形成

Pick up !

基本方針 1　「森」の緑を「まち」に引き込む

周辺の豊かな緑を生かし、広域的なみどりの広がりに貢献する街づくりを目指します。

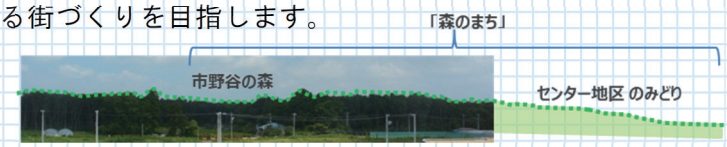

基本方針 2　街路を「森」の一部とみる　－「ソデモリ」による壁面後退部分の工夫 －

市野谷の森を含む街全体が森の風景の一部となるよう、森林の構造を街にあてはめ、街路空間では森の林縁部の様子にならった「ソデモリ」の創出を提案します。

ソデモリ　市野谷の森の林縁部にみられる小低木の群落、「マント群落」「ソデ群落」を森の袖の部分ととらえ、まちなみづくり指針の中で「ソデモリ」と名付けました。

自然な形で刈り込まれた植栽

店舗の視認性を確保しつつ低木中心で密度感を高める

「ソデモリ」の考え方として、以下の配慮が必要

■地域性への配慮と特色ある樹種構成

■複数の樹種を様々な高さで配植

基本施策 3-1　利用促進する　活用

積極的に市内のみどりを活用していきます。

土地活用や高齢化による営農意欲の低下、それに伴う担い手・後継者の問題等、みどりが減少する要因は様々ですが、十分な利用がされていないみどりは、まちの活力を低下させるだけでなく、危険な場所となりかねません。市内のみどりの更なる活用と、有効利用できていないみどりの新たな利用を促進していきます。

個別施策①　公園の活性化に関する協議会設置の検討　重点

公園の十分な利用を促すため、市や学識経験者、市民等からなる協議会※（（仮称）みどりの委員会）を設置し、賑わい創出に向けたイベントや公園の活性化、子どもやお年寄りが安心して利用できる公園の在り方等について検討していきます。

（仮称）みどりの委員会
- ■市内の公園の利便の向上を図るための協議
- ■本市のみどりの保全・創出・活用・担い手育成に係る取組みへの協議・評価・審議　等

↳進捗管理（P45）参照

必要に応じて、個別のエリアや公園ごとの協議を行う組織を設置

■公園の利活用等について話し合いをする、協議会（（仮称）みどりの委員会）の設置を検討します。

個別施策②　みどりの魅力向上　重点

総合運動公園をはじめとした市内の公園において、民間事業者によるカフェやレストラン、バーベキュー等の施設の整備やボール遊びの検討、プレーパーク※開設等、公園の魅力向上に努めるほか、使われていない民有のスペースにおいて、市民緑地認定制度など様々な活用方法を検討します。

■公園の多様な利用を促す魅力あふれる公園づくりを推進していきます。

協議会▶ 都市公園法 17 条の 2 に基づき設置されるもので、公園の利便の向上等を図るために必要な協議を行う。
プレーパーク▶ 従来の公園・遊び場とは違い、禁止事項を少なくし、子どもたちが想像力で工夫し、遊びを作り出すことのできる遊び場。

個別施策③　農地の利用促進

市民農園や体験農園の利用促進を図っていきます。農地の活用にあたっては、所有者と市民団体、民間事業者等との連携・協働により、市民に受け入れられ継続性の高いものを検討していきます。

また、市内で採れた農産物は、学校給食での利用や直売所での販売等を通して食育※とあわせた地産地消※を推奨し、農地の利用促進を図ります。

■体験農園の利用促進を図ります。
■学校給食や講習会での地場産食材の利用を引き続き推進します。
■直売所等を通して、地場産食材の周知に努めます。

個別施策④　指定緊急避難場所としての活用

公園や緑地、農地は、災害時の防災機能をもつオープンスペースとしての役割があります。特に公園や緑地については、災害時における避難場所としての役割もあることから、防災機能を高め、活用していきます。

■避難場所指定のある公園内に防災施設、災害用井戸等を設置します。

個別施策⑤　みどりに関する情報発信　重点

公園利用案内サイト等を作成し、市内の公園・緑地情報を発信することで市民の公園利用を促します。

また、公園や緑地等を活用した祭り・イベントの開催情報のほか、市を代表するみどりや歴史あるみどりの情報、ならびに本市のみどりに対する取組について、広報誌やホームページ等で発信していきます。

■公園・緑地の案内情報サイトを構築し、利用を促進します。

個別施策⑥　資源化の推進

市内で発生する剪定枝や落ち葉等の資源化に取り組みます。

■エコ堆肥※の作成・配布等を行い、資源化を促進します。

食育▶ 豊かな食生活を送れるように、食の大切さや食の正しい知識を学ぶこと。
地産地消▶ 地域で生産されたものを、その地域内で消費すること。また、生産者と消費者を結びつける取組のこと。
エコ堆肥▶ 庭や公園等から発生する剪定枝を破砕してチップ化し、これをすり潰し、発酵させて堆肥化したもの。剪定枝はこれまで焼却処分されていたが、堆肥として生まれ変わらせることで、みどりの循環が形成され、焼却時の CO_2 発生量の削減にもつながる。

基本施策 4-1　人を育てる

担い手育成

みどりを育てる人材を育成します。

みどりの「保全」「創出」「活用」を適切に行うためには、みどりづくりを担う人材が不可欠となります。また、市内には「公有のみどり」と「民有のみどり」がありますが、これらの維持管理は市民と協働で実施していく必要があります。本市のみどりを担う人材を育て、本市の魅力づくりに市民と協働で取組んでいきます。

個別施策①　講習会の開催　重点

街路樹、公園等の身近なみどりのほか、樹林地等の自然のみどりを市民に周知するとともに、専門性の高い市民ボランティアの育成を目的とした講習会を開催します。

講習会の内容は、みどりに関する知識・技術の向上、防犯知識の向上等、公園の安全・安心な利用等に関するものを基本とし、市民ニーズや時期、市の状況にあわせて定期的に見直します。

また、国土交通省江戸川河川事務所と協働して、河川の水質や生態系の保全・再生を目的とした小学生対象の総合学習の機会を設ける等、環境学習を推進していきます。

生物多様性シンポジウム
開催風景

講習会の開催風景

■身近なみどりや生物多様性等に関する講習会を定期的に開催し、みどりの保全・育成等に関する市民の意識醸成を図ります。

個別施策②　市民活動の推進　重点

オープンガーデンをはじめ、みどりを対象とした様々な市民団体の活動に対する支援として、団体間の情報交換や交流の場づくりのほか、広報誌や市のホームページ等を活用した活動の報告や人材募集等の情報の発信を推進していきます。

オープンガーデン開催風景

■みどりに関する市民主体の活動を支援します。

個別施策③　協働による維持管理体制の確立　重点

公園や街路樹等の市民に身近なみどりについては、「花と緑のボランティア」を募集し、市民との協働による維持管理を行っていきます。

また、樹林地等日常的な維持管理が困難な場所については、専門家によるボランティア育成や、維持管理作業への従事等、管理・運営の体制を検討・実施していきます。

流山高等学園による
花壇ボランティア

■協働によるみどりの維持管理体制を構築します。

オープンガーデン

Open Garden

オープンガーデンは、1950 年代イギリスで始まった、個人の庭等を一時的に一般に公開するという活動です。

開催風景

【ながれやまオープンガーデン】

平成 15(2003)年から市主催で実施したガーデニングコンテストをきっかけに、ガーデニング交流会や意見交換会が開催されるようになりました。

平成 17(2005)年には、ながれやまガーデニングクラブ花恋人が設立され、オープンガーデンが開催されるようになりました。

令和元年度
来場者 約 16,000 人
参加庭数 25 箇所

基本施策 4-2　市民参加の意識啓発

担い手育成

身近なみどりを実感する機会を提供します。

公園・緑地や樹林地等、市内には多くのみどりが存在し、市民の生活・景観の一部として取り込まれていますが、日常の中で意識的にみどりに関わり、実感する機会は多くありません。みどりに触れる機会の提供や活動への参加を後押しすることで、みどりの「保全」「創出」「活用」への機運を高めるとともに、市民参加への意識の啓発を図っていきます。

個別施策①　市民参加への支援　重点

生垣の設置や街なかの花壇に花を植える等、市民が自発的に行う緑化活動を対象に、有効な仕組みを検討し、支援します。

宅地の生垣

■市民主体のみどりに関する活動のきっかけをつくります。

個別施策②　ふるさと緑の基金※等の活用

重要な役割を担う民有地のみどりや借地となっている公園・緑地等の買取りに向けた、計画的な積み立てを行うとともに、ふるさと緑の基金や森林環境基金※を活用した公園・緑地等の充実や魅力の向上に努めます。

また、基金への協力は本市のみどりの取組につながることから、使い道を明確にした基金への寄附募集を推進し、市民の緑化活動等への理解・協力を促します。

流山市総合運動公園大型遊具
（ふるさと緑の基金活用）

■ふるさと緑の基金の計画的な積み立てを行います。

ふるさと緑の基金▶ 市民等から寄せられた寄附と市からの拠出金で運営され、緑化事業の経費に充てられる基金のこと。
森林環境基金▶ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 34 条第 1 項に規定する施策（森林整備のほか、人材育成・担い手の確保や木材利用の促進等）に要する経費の財源に充てるため、市が設置した基金。森林環境税とは国民から徴収される税のことで、森林環境譲与税は国に集められた税を市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分し、譲与される税のこと。

4－3　重点プロジェクト

本市のみどりの基本方針である「保全」、「創出」、「活用」、「担い手育成」を実現するために優先すべきものや、重点的に取り組むことで早期に効果を発揮することが期待できる取組・事業を「重点プロジェクト」として設定し、目標の実現に向けて先導的に取り組んでいきます。

4つの重点プロジェクト

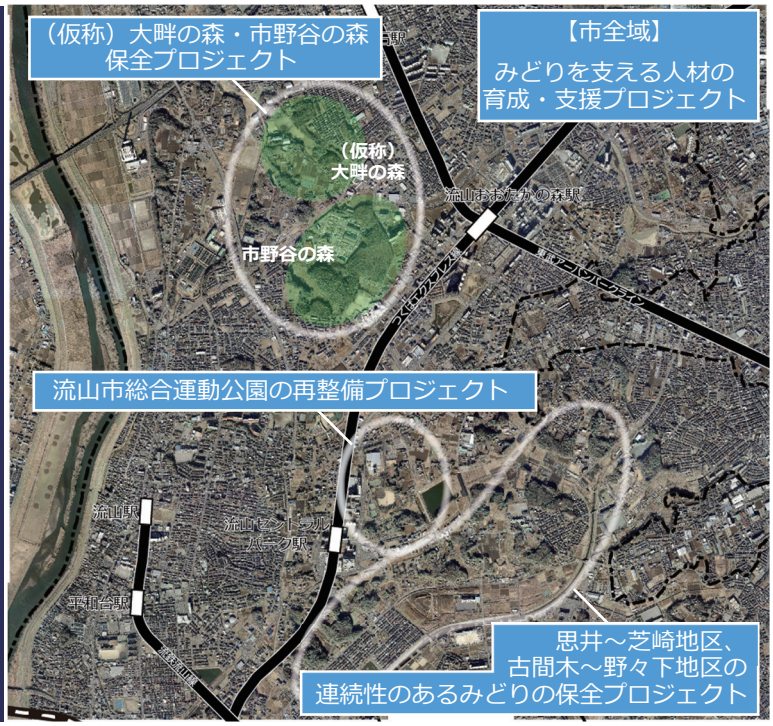

重点1　流山市総合運動公園の再整備プロジェクト

＜実施期間*＞

	短期	中期	長期
総合運動公園	■	■	

P39 >>>

重点2　（仮称）大畔の森・市野谷の森保全プロジェクト

＜実施期間＞

	短期	中期	長期
（仮称）大畔の森	■	■	
市野谷の森	■	■	■

P40 >>>

重点3　思井～芝崎地区、古間木～野々下地区の連続性のあるみどりの保全プロジェクト

＜実施期間＞

	短期	中期	長期
思井～芝崎	■	■	■
古間木～野々下	■	■	■

P41 >>>

重点4　みどりを支える人材の育成・支援プロジェクト

＜実施期間＞

	短期	中期	長期
人材育成・支援	■	■	■

P42 >>>

*実施期間（短期・中期・長期）は、計画期間の 10 年間を 3 期に分け、それぞれ概ね 3～4 年の期間を想定しています。

重点 1　流山市総合運動公園の再整備プロジェクト

- 平成 24(2012)年に流山市総合運動公園の再整備に係る基本計画を、平成 25(2013)年には流山市総合運動公園再整備基本設計を策定し、現在は基本設計に基づき、段階的に公園の再整備を進めています。
- また、流山市総合運動公園の周辺は、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業を実施しており、土地区画整理事業の進捗と整合を取りながら、公園の再整備を進めています。
- 本プロジェクトでは、流山市総合運動公園の魅力の向上に向けて、民間活力を活用した賑わいの創出について検討していきます。

流山市総合運動公園

キッコーマンアリーナ
（流山市総合運動公園内）

流山市総合運動公園再整備
基本設計　平面図

＊平面図は計画段階のものであり、今後変更の可能性があります。

重点　**関連する個別施策**

【 2－1－ ③ 】総合運動公園の再整備 P30
【 2－1－ ④ 】民間活力による公園整備の検討 P30
【 3－1－ ② 】みどりの魅力向上 P33

重点 2　（仮称）大畔の森・市野谷の森保全プロジェクト

■　（仮称）大畔の森は、平成 25(2013)年 3 月に自然環境を残すために市へご寄附いただいた土地と、その周辺地権者のご理解を得て、一体的に保全しているみどりです。ヘイケボタルが生息し、付近でキツネが目撃される等、貴重な自然が残る土地であり、地元の市民団体がボランティアで管理をしています。

■　市野谷の森は、当時、危急種（現：絶滅危惧Ⅱ類）※に指定されていたオオタカが生息している等、貴重な自然環境を有していたことから、つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業区域を見直し、公園として森を保全することとなった場所です。県立市野谷の森公園予定地と市野谷の森東近隣公園、市野谷の森西近隣公園あわせて約 24.1ha となっています。維持管理は地元の市民団体が行っており、生物の生息環境にも配慮した樹林の管理が行われています。

■　（仮称）大畔の森、市野谷の森及びその周辺は、貴重な一団の樹林地であることから、本プロジェクトで一体的に保全していきます。

【（仮称）大畔の森】

・自然を保全しつつ市民に開かれたみどりとなるよう、散策路の整備を行います。
・（仮称）大畔の森と西初石小鳥の森の間をつなぐ民有樹林地については、所有者の理解のもと、保全ができるように努めます。

（仮称）大畔の森

市野谷の森

【市野谷の森】

・千葉県が行う県立市野谷の森公園予定地の整備の進捗にあわせて、市野谷の森東近隣公園及び市野谷の森西近隣公園を整備します。
・県立市野谷の森公園予定地は、千葉県と樹林の保全に関する協定を結んで維持管理を行い、保全を図っています。

重点　関連する個別施策

【 1－1－ ① 】快適な公園・緑地の維持管理　P23
【 1－2－ ① 】みどりの実態調査　P25
【 1－2－ ② 】民有のみどりの保全　P25
【 1－2－ ③ 】市内の拠点となるみどりの保全　P26

危急種（現：絶滅危惧Ⅱ類）▶絶滅の危険が増大している種のこと。現在、環境省が定めるレッドデータブック（絶滅の恐れのある野生生物等をリスト化した資料集）では、絶滅危惧Ⅱ類がこれに該当する。

重点 3　思井～芝崎地区、古間木～野々下地区の連続性のあるみどりの保全プロジェクト

■ 土地区画整理事業区域内となる思井の森（熊野神社周辺や通称桜山 等）は、東葛地域でも珍しい極相林※となっており、オオタカの生息が観察されています。

■ 思井～芝崎地区にかけての樹林地、みやぞの野鳥の池、坂川、流山市総合運動公園、古間木調整池、古間木から野々下地区にかけての水田と一体となった樹林地は、水とみどりが隣接し、連続性のあるみどりを形成しています。

■ 本プロジェクトでは、思井～芝崎地区、古間木～野々下地区のみどりを連続性のあるみどりとして一体的に残し、本市の特徴的なみどりとして保全します。

・土地区画整理事業区域内については、施行者の協力のもと、用地の確保に努めます。
・民有樹林地については、所有者の理解のもと、保全ができるように努めます。
・周囲に点在するみどりについても一体的に保全を図ります。
・水辺に近い特徴を生かし、多様な生物が生息する自然のみどりを維持するとともに、生物の観察やふれあいができる親しみあるみどりとして保全していきます。
・特別緑地保全地区の指定や市民緑地制度の活用等、状況に応じた手法や制度の活用により、未来にわたり保全を図ります。

■ 本地区は坂川流域に位置していることから、広域的にみどりの保全を行うことで、雨水の貯留浸透機能を守り、坂川への流出抑制にも効果が見込まれます。

重点　関連する個別施策

【 1－2－ ① 】みどりの実態調査 P25
【 1－2－ ② 】民有のみどりの保全 P25
【 1－2－ ③ 】市内の拠点となるみどりの保全 P26

極相林▶ 植物群落が遷移を経て最終段階に達し、群落全体で植物の種類や構造が安定した植生の状態。

重点 4　みどりを支える人材の育成・支援プロジェクト

- 本市の豊かなみどりを将来へと継承するため、市民、民間事業者、行政が協働してみどりの質を維持し高めていく必要があります。
- 特に、樹林地等の維持管理は、専門知識を有している人材が必要なため、市民ボランティア等による日常の維持管理が困難な場所となっています。
- 本プロジェクトでは、専門家によるみどりの担い手となる人材の育成、みどりの維持管理の体制の確立に向けた検討を行っていきます。
- 具体的な取組としては、ボランティア育成講座や活動に関する情報の提供等、みどりの担い手が知識や技術を習得する機会の充実を図ります。
- 講座修了者に対し、実際の現場で活動できるよう場所や機会の提供・紹介を行うための仕組みを構築します。

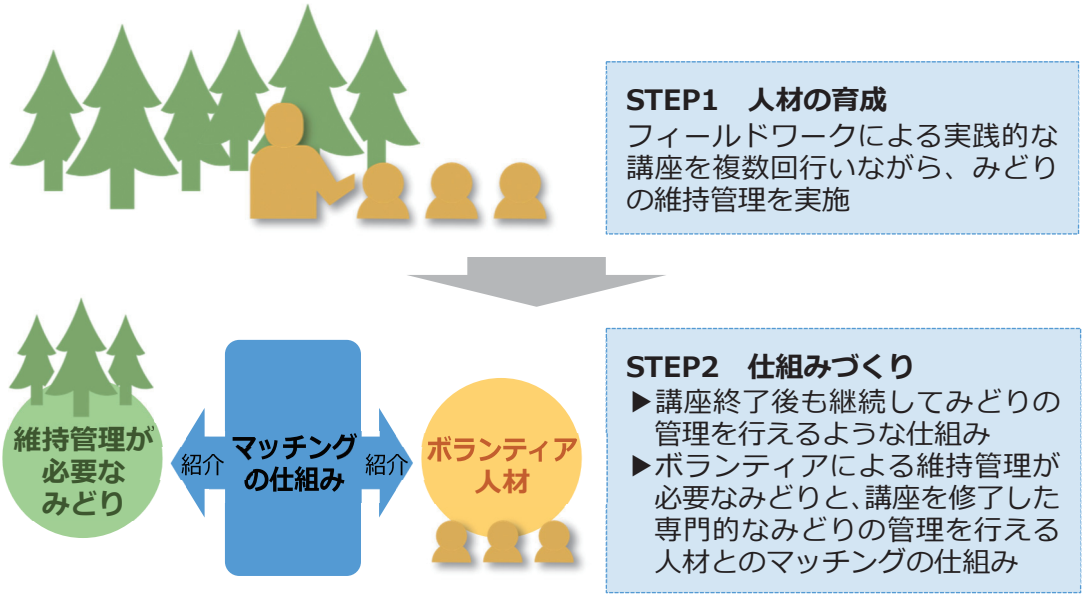

取組イメージ

重点　関連する個別施策

【 1－2－ ① 】みどりの実態調査 P25
【 3－1－ ① 】公園の活性化に関する協議会設置の検討 P33
【 3－1－ ⑤ 】みどりに関する情報発信 P34
【 4－1－ ① 】講習会の開催 P35
【 4－1－ ② 】市民活動の推進 P36
【 4－1－ ③ 】協働による維持管理体制の確立 P36
【 4－2－ ① 】市民参加への支援 P37

４－４　協働により緑化を進める地区（緑化重点地区）
みどりの個性に配慮し、守る地区（保全配慮地区）

本市のみどりの基本方針である「保全」、「創出」、「活用」、「担い手育成」に基づく施策を展開するにあたり、緑化・保全を図るべき地区を設定し、将来像実現に向け、より効率的・効果的に取組を推進します。

協働により緑化を進める地区（緑化重点地区※）▶▶ 市全域

市による緑化施策の実施に加え、ボランティア活動等の自主的な取組が展開されるよう、市民、市民団体、民間事業者、行政の協働により緑化の推進に努めます。

本市では、全市的にみどりが減少傾向にあることや、みどりと共生する生活環境、都市基盤の形成が求められていること等をふまえ、市全域でみどりの確保が必要であると考えています。そのため、流山市全域を緑化重点地区として設定します。

みどりの個性に配慮し、守る地区（保全配慮地区※）▶▶ ５地区

地区ごとのみどりの個性に配慮しつつ、多様な手法の組み合わせにより、自然的環境の保全に努めます。

本市の水・みどりの軸の形成に関連し、特徴的な環境を形成する「利根運河地区」「新川耕地沿い地区」「前ケ崎地区」の３地区を前計画に引き続き設定するとともに、重点プロジェクトに関連する「大畔～市野谷の森地区」「思井～芝崎、古間木～野々下地区」を新たに設定ます。

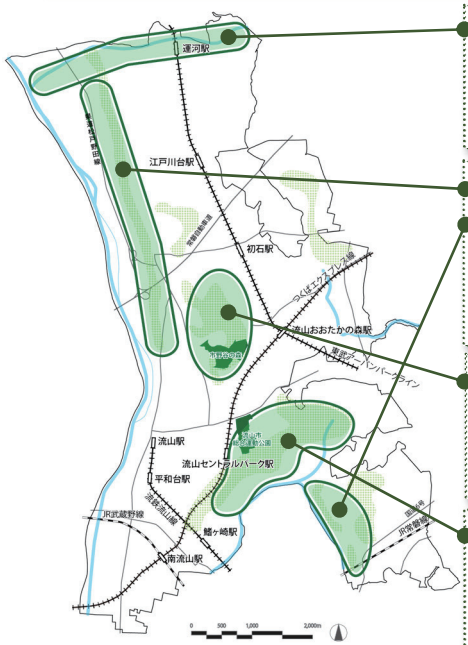

① 利根運河地区
水の軸を形成する親水空間のモデル地区として設定し、周辺市と連携した、魅力ある親水空間の創出に努めます。

② 新川耕地沿い地区
③ 前ケ崎地区
本市の特徴となっている斜面樹林を保全する地区として設定し、所有者と協働で南北を結ぶみどりの軸の保全に努めます。

④ 大畔～市野谷の森地区
一団の自然のみどりを保全する地区として設定し、重点プロジェクトに基づく民有のみどりの保全に積極的に取り組みます。

⑤ 思井～芝崎、古間木～野々下地区
連続性のあるみどりを保全する地区として設定し、重点プロジェクトに基づく水とみどりの調和・保全に積極的に取り組みます。

緑化重点地区▶「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」を意味し、都市緑地法第４条第２項において、緑の基本計画に定めるものとされている。
保全配慮地区▶「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を意味し、都市緑地法第４条第２項において、緑の基本計画に定めるものとされている。

5章 計画実現に向けて

5－1 推進体制

本市のみどりの将来像「みどりの魅力にふれあえる 森があるまち流山」の実現に向けては、市民、市民団体、民間事業者、行政が目指すべき方向性とそれぞれの役割を理解し、協働により推進していくことが必要です。

役割のイメージ

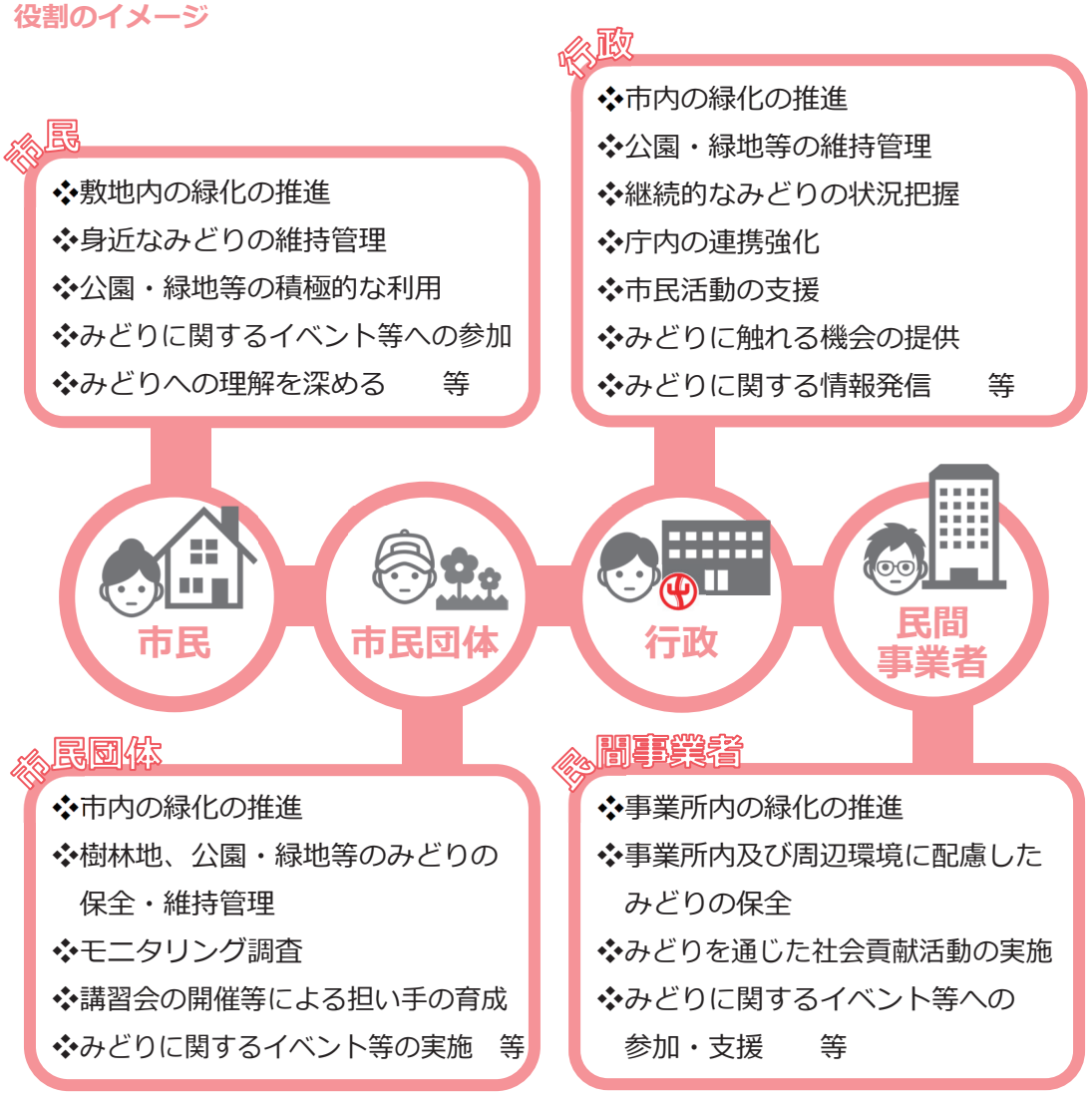

5－2　進捗管理

継続した取組として本計画を推進していくため、計画（Plan）、実践（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）からなる「PDCA サイクル」に基づき、適確な進捗管理を実施していきます。

施策の進捗管理にあたっては、進捗管理シートを用いて定量的・定性的に管理し、その結果を毎年市民に公表します。

また、計画内容の進捗状況等に関して、市民・市民団体等を含めた（仮称）みどりの委員会を、総合計画の進捗に応じて概ね 3 年に一度開催し、意見聴取・協議を行います。

本計画は本市のみどりの街づくりの方針となる計画であることから、社会情勢の変化や法の改定、地域状況の変化、計画内容の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。
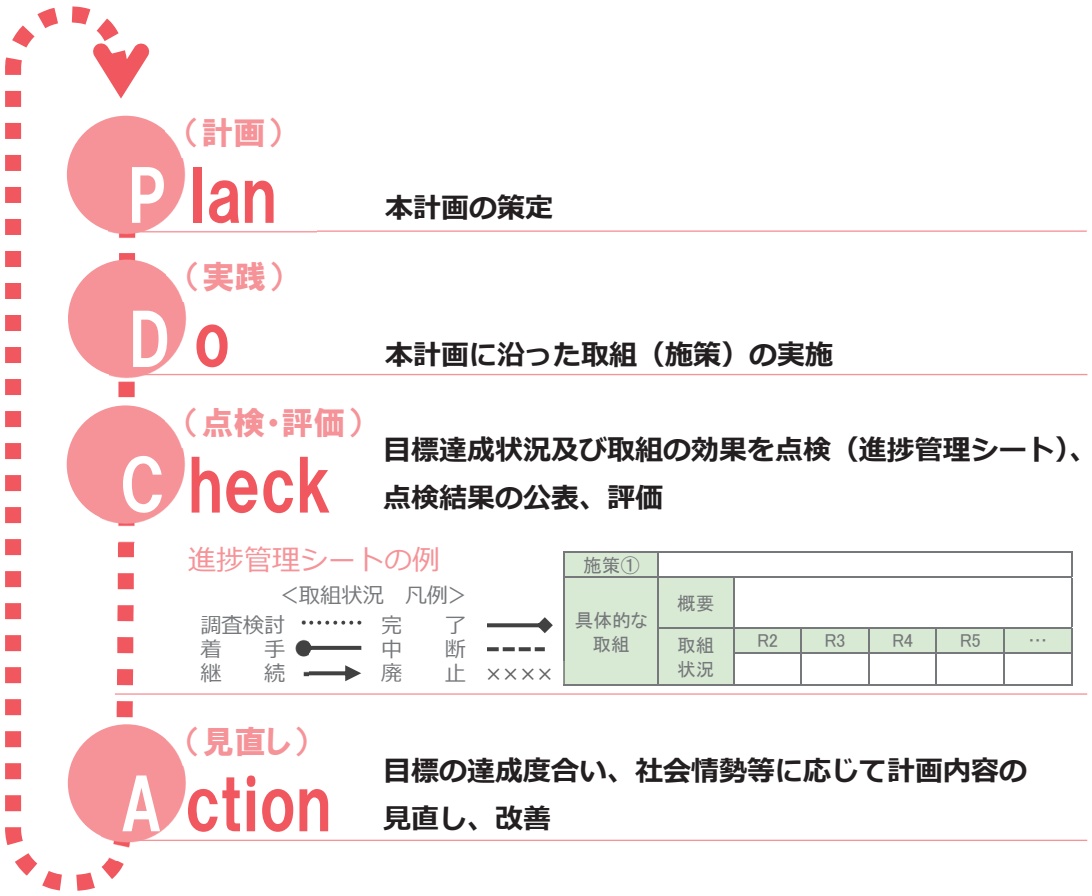
PDCA サイクルのイメージ